

■ 基準改定の背景

経済産業省では、「省エネ法」に基づき、エネルギー消費効率の向上を図ることが特に必要な機器について、省エネ基準を設定することにより、省エネルギーの取組を推進しています。冷暖房は、家庭のエネルギー消費量の中でも特に大きな割合（約3割）を占めていることなどを踏まえ、2027年度を目標年度として家庭用エアコンの省エネ基準が改正されました。

■ 2027年度までに達成が必要な基準

冷房能力	省エネ基準 (APF)		改善率
	2010年度基準	2027年度基準	
2.2kW	5.8	6.6	13.8%
2.5kW	5.8	6.6	13.8%
2.8kW	5.8	6.6	13.8%
3.6kW	5.8	6.6	13.8%
4.0kW	4.9	6.6	34.7%

冷房能力	省エネ基準 (APF)		改善率
	2010年度基準	2027年度基準	
5.6kW	5.0	6.3	26.0%
6.3kW	5.0	6.1	22.0%
7.1kW	4.5	5.9	31.1%
8.0kW	4.5	5.7	26.7%
9.0kW	4.5	5.5	22.2%

冷暖房兼用 かつ セパレート形	目標年度	目標基準値 〔代表的な定格冷房能力 における目標APF値〕		
		2.2kW	2.5kW	2.8kW
一般地仕様	2027年度	区分1		
		6.6		
		区分2		
寒冷地仕様 (暖房強化型)		6.2		

最大34.7%改善

寒冷地でのエアコン普及率を向上させるため、
2027年度を目標とした寒冷地仕様の基準を設定
※表は2.2kW～2.8kWの例

目標年度(2027年度)以降に国内向けに出荷する家庭用エアコンにおいて、通年エネルギー消費効率(APF)を区分ごとに
出荷台数で加重平均した数値が新たに定められた基準エネルギー消費効率を下回らないことがメーカーに求められています。